

大阪府レディースバドミントン連盟規約

第 1 章 名称・組織及び事務局

- 第 1 条 本連盟は大阪府レディースバドミントン連盟と称する。
- 第 2 条 本連盟の趣旨に賛同する大阪府在住・在勤の女性をもって組織する。
- 第 3 条 本連盟の事務局は大阪府レディースバドミントン連盟理事長在住地に置く。
- 第 4 条 1. 本連盟は女性のバドミントン競技の総括団体として大阪府バドミントン協会を通じて（公財）日本バドミントン協会に加盟する。
2. 本連盟は地区別（豊能・三島・北河内・中河内・泉南泉北・市内・南河内）をもって構成する。

第 2 章 目的及び事業

- 第 5 条 本連盟はバドミントン競技を通じて女性の健康増進と相互の親睦をはかり併せて地域スポーツの発展に寄与し、バドミントン競技の健全なる普及発展をはかることを目的とする。
- 第 6 条 本連盟は前条の目的達成の為次の事業を行う。
1. 大阪府レディースバドミントン大会及びその他の競技会の開催。
2. 競技の指導・講習会の開催並びに練習会の開催。
3. その他本連盟の目的を達成する為に必要なる事業。

第 3 章 加盟及び脱退

- 第 7 条 1. 本連盟の加盟は団体登録（6 名以上）とし、別に定める負担金・登録料を添え別紙様式により、本連盟に申請するものとする。
2. 連盟員は会長に届出て脱会することが出来る。
3. 連盟員が次の事項に当たる時、会長は理事会の議を経て退会させることが出来る。
（1）本連盟の秩序を乱した時。
（2）故なく負担金・登録料を滞納した時。

第 4 章 権利及び義務

- 第 8 条 連盟員はこの規定に定める連盟活動に参加し、会計簿、議事録、その他連盟に関する一切の書類を何時でも自由に閲覧する権利がある。
- 第 9 条 連盟員は次の義務を負う。
1. 規約の決議に従い、かつ執行機関の業務に協力する義務。
2. 負担金・登録料を納入する義務。

第 5 章 役員及び任務

- 第 10 条 本連盟に次の役員を置く。
1. 会長 1 名 2. 副会長若干名 3. 理事（理事長 1 名 副理事長若干名 常任理事若干名 会計 を含み 25 名以内） 4. 評議員（各団体 1 名） 5. 会計監査 2 名。
- 第 11 条 会長は連盟を代表し連盟業務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその業務を代行する。
- 第 12 条 会長は総会に於いて推挙し、副会長は総会に於いて互選し、会長これを委嘱する。
- 第 13 条 理事長ならびに副理事長は総会に於いて互選する。常任理事は理事より互選する。ただし理事長選出ブロックは、別に理事 1 名を補充することが出来る。
- 第 14 条 理事は、各ブロックの代表として、後に定めるブロック長を含めて各 3 名までを選出する。又、必要に応じて理事会の議を経て会長推薦の常任理事を置くことが出来る。
- 第 15 条 理事長は常任理事会を組織し業務を執行する。副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときは、その業務を代行し執行する。
- 第 16 条 理事は業務を分掌し執行する。常任理事は理事会から特に委任された事項を処理執行し、会計監査は本連盟の財務を監査する。
- 第 17 条 評議員は、団体を代表して総会に出席し、議案の審議と決定をする。
- 第 18 条 正副ブロック長は各ブロック会より選出し、ブロック長は理事をかねる。

- 第 19 条 本連盟は必要に応じて理事会の議を経て総会の承認を受け、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与を置くことが出来る。
- 第 20 条 役員の任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。補選によって選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 会 議

- 第 21 条 本連盟は次の会議をもつ。
1. 総会 2. 臨時総会 3. 理事会 4. 常任理事会 5. ブロック会
- 第 22 条 総会は毎年 1 回、4 月 1 日より 4 月末日までに会長これを召集し、議長となる。また、臨時総会は必要に応じて会長これを召集する。
- 第 23 条 総会は連盟の最高決定機関であって次の人員で構成する。
1. 会長 2. 副会長 3. 理事（理事長、副理事長、常任理事、会計を含む）
4. 評議員 5. 会計監査
- 第 24 条 理事長は総会 1 週間前までに議案、その他必要事項を総会構成員に周知するものとする。
- 第 25 条 総会に於いては次の事項を審議決定する。
1. 事業報告及び決算 2. 事業計画及び予算 3. 役員選出 4. 規約の改訂
5. その他
- 第 26 条 総会は役員の 2/3 以上の出席により成立する。（委任を含む。）
- 第 27 条 議長は第 28 条、第 25 条但し書き第 4 項を除き議決権を有しない。
- 第 28 条 議事は出席者の過半数によって決定する。但し可否同数の時は議長が決定する。

第 7 章 理事会常任理事会及びブロック会

- 第 29 条 理事会は会長、副会長、理事を以て構成する。理事会の任務は総会より委任された事項の審議及びその執行を分掌し、必要に応じて会長これを召集する。
- 第 30 条 常任理事会は常任理事により構成し、各種事業準備処理執行にあたり、必要に応じて理事長これを召集する。
- 第 31 条 ブロック会は各ブロックの理事、ブロック長、副ブロック長、評議員によって構成され、必要に応じてブロック長これを召集する。
- 第 32 条 理事会、常任理事会及びブロック会は全て総会運営に準ずる。
- 第 33 条 本会の運営のため、会長が必要と認めたときは、専門部会を持つことができる。専門部会の構成員は理事会の審議を経て決定する。細則は別に定める。

第 8 章 経費及び会計

- 第 34 条 本連盟の経費は次の収入でまかなう。但し納入金は過誤納入を除き返金しない。
1. 負担金 2. 登録費 3. 寄附金 4. その他の正当なる収入
- 第 35 条 寄附金の申し出があった時は理事会の決議によるものとする。
- 第 36 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日をもって終わる。

第 9 章 雑 則

- 第 37 条 この規約の改訂は総会の議決による。

附 則

1. この規約は昭和 54 年 4 月 1 日をもって施行し、その効力を発する。
2. この規約の定めのない事項については、理事会の議を経て決定する。
3. この規約の 1 部を改訂し、昭和 60 年 4 月 1 日をもって施行する。
4. この規約の 1 部を改訂し、昭和 元年 4 月 1 日をもって施行する。
5. この規約の 1 部を改訂し、平成 3 年 4 月 1 日をもって施行する。
6. この規約の 1 部を改訂し、平成 12 年 4 月 1 日をもって施行する。
7. この規約の 1 部を改訂し、平成 15 年 4 月 1 日をもって施行する。
8. この規約の 1 部を改訂し、平成 18 年 4 月 1 日をもって施行する。